

清代客商と遠隔地商業

— 乾隆十四年の海難資料を中心に —

松 浦 章

一 緒 言

乾隆十四年（一七四九）の十一月より十二月にかけて中国沿海商船の二十余隻が山東沖で海難に遭遇し琉球に漂着している。中国海史上においても希有のことである。^①

その一端は清実録にも、閩浙総督喀爾吉善と巡撫潘思榘等の奏称によって知られる。

乾隆十四年十一、十二両月、内地出洋船隻遭風、飄至琉球国者、先後共十船。^②

とあるように、十隻に達する中国商船が琉球に漂着したことを伝えているのである。

この時の中国船の琉球漂着に関しては、既に琉球の『歴代宝案』^③によって、沿海航運の状況について述べたが、その後、知り得た檔案資料等によれば、『歴代宝案』に見えない乗船者の様子が詳細に知られる。

そこで、本稿は琉球より送還された中国人漂流者の帰国後の官憲による調査記録の一端によって、漂着船に乗船していた中国商人の遠隔地交易の状況について述べてみたい。

二 乾隆十四年の海難

乾隆十四年に琉球に漂着した中国商船は『歴代宝案』によれば別表（表1）の二十一隻が知られる。

『高宗実録』卷三六三、乾隆十五年（一七五〇）四月庚寅（十八日）の条には、漂着した中国商船を琉球国では、

該国（琉球）王將船身堅固之林仕興等六船、商人水手一百三十名。撥給桅木廩餼回籍。

と、船体の堅固な林仕興等の六船に帆柱の補修や食料を補給して帰国させている。さらに、同書には、

復將被水失舟之吳永盛、陳得昌等四船九十二名、給廩備舟、遣都通事阮超羣等送回福建。

表1 乾隆14年(1749)琉球漂着中国船事例

番号	漂流月日	琉球漂着日	船籍	船戸
1	*11月21日	漂流 21日山北漂着	福建泉州府同安船	林仕興
2	*11月18日	漂流 21日米山漂着	福建泉州府同安船	陳得昌
3	*11月	漂流 22日永良部漂着	江南蘇州府常熟船	陶 寿
4	*11月22日	漂流 22日麻姑山漂着	福建福州府閩県船	蔣長興
5	11月18日	漂流 23日山北漂着	福建福州府閩県船	吳永盛
6	*11月	漂流 23日山北漂着	福建漳州府海澄船	柯啓隆
7	*11月18日	漂流 23日山南漂着	福建漳州府海澄船	王榮興
8	*11月(17日)	漂流 23日葉壁漂着	福建興化府莆田船	黃明盛
9	*11月18日	漂流 24日山南漂着	江南蘇州府崇明船	顧君如
10	*11月	漂流 24日徳島漂着	江南太倉州鎮洋船	鄧福臨
11	*11月19日	漂流 25日山南漂着	江南蘇州府通州船	彭世恒
12	*11月19日	漂流 25日山北漂着	江南太倉州鎮洋船	許世泰
13	*11月18日	漂流 29日山北漂着	江南太倉州鎮洋船	張常盛
14	*11月18日	漂流 29日大島漂着	江南蘇州府常熟船	瞿張順
15	*11月	漂流 12月14日大島漂着	福建泉州府晉江船	王源利
16	*11月	漂流 12月25日由論島漂着	福建泉州府同安船	李 順
17	*	漂流 12月徳島漂着	江南蘇州府常熟船	沈 恵
18	*	漂流 12月大島漂着	福建漳州府龍溪船	林順泰
19	*	漂流 12月大島漂着	直隸順天府天津船	田聖思
20		漂流 12月大島漂着	江南太倉州鎮洋船	江全美
21		漂流 12月大島漂着	江南太倉州宝山船	桑国祥

注記：*印は山東半島沿海の海上で漂流したもの。

+印は江南外洋にて漂流したもの。

典拠：『歴代宝案』及び松浦章「18～19世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の一側面」(『関西大学東西学術研究所紀要』第16輯, 1983年1月)参照。

とあるように、船体が破損した吳永盛、陳得昌等の四船の乗組員九名は琉球の朝貢船によって福建へ送還されたのである。さらに、『高宗実録』卷三九八、乾隆十六年(一七五二)九月丁丑(十四日)の条に、琉球の進貢船で次の者達が福建に帰国したことを記している。

該国王将原船修葺完固、并将閩県遭風船戸蔣長興等、常熟県商人瞿張順等、留養三年、給予口糧、随船護送来閩等語。とあるように、琉球に漂着した福建の船戸蔣長興等と江蘇常熟的商人瞿張順等が琉球に三年に涉って滞在し撫育されていたが、福建へ来航した朝貢船により帰国したのであった。

以上、清実録によれば乾隆十四年(一七四九)に中国沿海商船が琉球へ漂着したことに記された記事が二件知られる。この事件は中国官憲も関心があったようで、檔案中にも関係記事が見える。

その檔案とは『明清史料』庚編第四本、三三九丁表三四〇丁裏の「船戸吳永盛等飄至琉球残件」と『宮中檔乾隆朝奏摺』第一輯所収の福州將軍兼管閩海関事であった新柱の奏摺である。

『明清史料』の檔案は前文と後文を欠いているが拙稿でも紹介した陳得昌、吳永盛、黃明盛、彭世恒の四船に関して詳細な記事が見られる。

それらを次に述べてみたい。

三 清檔案中の漂着資料

琉球に漂着後帰国した吳永世等は福建で取り調べを受けた。その際の記録が「船戸吳永盛等飄至琉球残件」である。この記録により各船ごとに以下記し

てみたい。

(一) 吳永盛船乗船者の供述

福建での取り調べの結果、吳永盛等は次のように供述している。

訊、拋難商吳永盛等供、稱盛係興化府莆田縣人、領閩寧寧字四百九十七号牌照、乾隆十四年三月、在台湾裝糖、到上海、六月内、在上海裝茶、往閩東、買瓜子貨物、九月二十八日、在錦州開駕。十一月十五日、放洋。至十八日、遇颶風、吹断大桅、至二十二日、飄到琉球北山地方、又断去椗索三条、二十三日、衝礁打破、幸得球人放船救起、只携舖蓋、隨身牌照、不曾遺失、現在呈驗、後來有船板飄到岸边、起下有鉄釘五十二斤、船上舵工吳順、水手劉生・陳金・劉奇・陳清・吳棟・曾善・高輝・徐林・吳耀・謝斌・吳禧・周賢・曾檜・俞三・蔡睿・黃三・吳竣・俞蘭・鄭美・劉慶・楊四・胡鼎等二十四名、俱係莆田縣人。

とある。吳永盛等は福建興化府莆田縣人であるが、閩東で寧字四九七号の牌照を受け、乾隆十四年三月に台湾において砂糖を積載し上海へ赴いた。同六月に上海で茶を購入し、東北地方の港へ行き、そこで瓜子等を購入して九月二十八日に錦州^⑤を出帆した。その後十一月十八日に颶風に遭遇し本柱が折断し漂流して琉球國に漂着したのであった。この船には吳永盛等二十四名の乗組員以外に四名の船客がいた。彼等の供述が右の記事に続いて記されている。

又附搭客人徐文彩、袁曰善、邱沐、黄安四名^⑥。

清代客商と遠隔地商業

と、徐文彩等四名の名が知られる。この四人が如何なる理由で、この船に乗船していたかは彼等自身の供述によって知られる。

(A) 訊、拋徐文彩供、稱係直隸永平府昌黎縣人、乾隆十四年十一月、在閩東、販運瓜子七百石、順便搭他船、要到上海、不料遭風、船被打破、瓜子尽沒了、只存舖蓋一個、皮箱一個、如今情願、不領盤纏、求給照回籍^⑦。

とある。船客の徐文彩は直隸永平府昌黎縣人、東北で購入した瓜子七百石を吳永盛船に積み込み、上海へ行って売却しようとしたが、遭難したため、僅かに身の回りの物のみを所持する身となった。

徐文彩の供述から、彼は直隸商人で東北地方へ進出し、彼の購入した穀物を上海で売却して利を得ようとしていたことが知られる。徐文彩は自己の持船が無い、吳永盛船に購入穀物の輸送を依頼した事実が明確である。

袁曰善の場合は次のようである。

(B) 袁曰善供、稱係杭州府新城縣人、有鄉親都在閩東錦州、作客搭吳永盛船、要回上海到家来、沒有什麼貨物、不想船遭了風、打到琉球、只存舖蓋一個、竹箱一個、如今情願、不領盤纏、求給照回家。

とある。袁曰善は杭州府新城縣人であるが、郷里の親族が全て錦州に居住しているため、彼も錦州に赴むていた。錦州より郷里新城縣に帰るため吳永盛船に乗船したのであった。

邱沐と黄安の場合は、

(C) 抛邱沐・黄安同供、称莆田県人在関東錦州、販瓜子二百石、順便搭吳永盛船、要往上海、不料遭風、貨被淹沒、只撈著銅錢三包、計一十五千文等供。

とある。邱沐と黄安とは福建莆田県人であつて、錦州において瓜子二百石を購入し吳永盛船にそれを積み上海で売却しようとしていたと思われる。彼等の手元に残つたのは一万五千錢であつた。

(C)は福建商人の遠隔地交易の例を知ることができる。

(一) 陳得昌船乗船者の供述

陳得昌船の乗船者の供述は次のようである。

又訊、抛飄風船戸陳得昌供、称昌係同安県人、領同安県順字二百七十六号牌照、乾隆十四年八月二十日、船到錦州、十月十六日、在錦州裝貨出口、到山東石島、十一月十四日放洋、十八日遭風、二十一日、飄到琉球地方、船上舵水共二十名、内有水手林謙一名、係在同安県開駕船隻之時頂已故、水手高竣名字、又有水手彭輝、高宝、王良、蔡敬、高荣、高福、林永等七名、坐杉板船運貨、被風浪、庄沈身死、後來另買杉板、雇徐披、吳経、陳諸、林顯、徐情、林文礼六人頂名。又趙瑞林頂林永名字、抛水手林謙、蘇進、彭統、陳受、蘇拱、蘇勇、蘇祿、劉啓、劉耀、蘇吉、徐披、吳経、陳諸、林顯、徐情供、称俱係同安県人。張才供係莆田県人。童忠供係龍溪県人。林文礼供係福清県人。とある。福建省同安県の船戸陳得昌は同安県の順字二七六号牌照を領して乾隆十四年(一七四九)八月東北の錦州に到着し、錦州で貨

物を装載して山東の石島に到り、十一月十四日出帆したが、十八日遭難し、二十一日に琉球に漂着した。同船には乗組員二十名がいたが、水手の林謙が同安を出帆する時に死去した水手高竣にかわり、また彭輝等七名は杉板船で貨物を運搬中に沈没死亡したため、新たに雇用された徐披等六名が彭輝等の名を偽って乗船してた。

また趙瑞林は林永の名を偽り、水手林謙等は同安県人、張才は莆田県人、童忠は龍溪県人、林文礼は福清県人であつた。

(D)又抛趙瑞林供、林係紹興府諸暨県人、乾隆十四年、在関東、販瓜子貨物、搭陳得昌船、到蘇州、不料遭風、飄至琉球地方、破船解送内地各等供。

船客の趙瑞林は紹興府諸暨県人で乾隆十四年に関東で購入した貨物を陳得昌船に載せ蘇州へ行って売却しようとしたが難破してしまつたのである。

(二) 黄明盛船乗船者の供述

同じく福建で取り調べを受けた船戸の黄明盛とその船の乗組員等は次のように供述している。

訊、抛船戸黄明盛供、称係莆田県人、領莆田県牌照、船上水手共二十三人、於乾隆十四年十月二十六日、在山東膠州掛号、十一月十七日出口、附搭商客七人、陡遇颶風、吹桅飄流、二十三日到了琉球、打破船隻、所帶貨物、被水浸沒、只存些須、幸得琉船救護、已蒙琉球国王、都造有冊移送、牌照不曾失落、現在呈驗。訊、抛舵水陳清、蘇敏、曾煥、李勝、李盛、胡祿、陳福、

劉雲、蔡玉、陳煜、吳福、黃露、林霞、陳光、盧炳、陳洽、徐冬、徐煥、黃南、張蘭、翁銓、何進供、稱俱係莆田縣人。

とある。黃明盛は莆田縣の人で、莆田縣の牌照を所持して水手等二十二名と共に山東へ行った。その後十一月十七日客商七人を乗せ山東の港を出港した後、漂流し二十三日に琉球に漂着したのである。

黃明盛船に乗船していた七人の船客は次の者達であった。供述に、
(E) 又拋客人張大法供、稱山東萊州府膠州生員、乾隆十四年十月、在本処、搭黃明盛船、往寧波、做買壳、遭風飄至琉球、破船、護送内地、沒有貨物、請准回籍。

とある張大法は山東膠州の生員であるが、商業活動を行うため寧波へ赴こうとこの黃明盛船に乗船した。

(F) 拋客人鄭香觀供、稱係龍岩州人、如今搬在紹興府蕭山縣住家、乾隆十四年、在膠州、販市餅、順搭黃明盛船、往寧波、不料在洋遭風、打破貨失、乞准回籍。

黃明盛船に乗船した福建龍岩州人の鄭香觀は現在紹興府の蕭山縣に住み、商業活動のため膠州に行き、現住地への帰郷に際して黃明盛船に乗船し寧波まで戻ろうとしていた。

(G) 拋客人王重巖供、係晉江縣人、原是搭本縣王四觀的船、到山東打破、就搭黃明盛船、回籍、不料又遭風的。又拋客人陳士雄供、係莆田縣人、原与王重巖、同搭王四觀船、往山東打破、復搭黃明盛、回籍、不料又遭風、所帶貨物、如今只剩紫草、核桃共六包。

福建晉江の人王重巖は晉江縣の王四觀の船で山東に行ったが王四觀の船が難破したため黃明盛の船に乗り帰郷しようとしたが再び海難に遭遇した。

陳士雄は莆田縣人であるが、王四觀の船に乗船し山東へ行ったが破船したため、黃明盛船で積荷と共に帰郷しようとした。

(H) 又拋客人李舜向供、原係閩縣人、今在蘇州住家、又拋客人章明昆供、係閩縣人、乾隆十四年、同去萊州、做買壳、搭黃明盛的船、到膠州、買瓜子等貨、回來遭風破船、只存兔皮四十五張。

船客李舜向の原籍は閩縣であるが、現在は蘇州に住んでいる。章明昆は閩縣人であるが山東の萊州へ商業活動のため赴き、黃明盛船に乗船し、膠州で購入した瓜子等の貨物も伴に同船に搭載して帰帆中に遭難にあっている。

(I) 又拋客人黃弼順供、係莆田縣人、乾隆十四年、在山東膠州、販瓜子等物、搭了黃明盛船、不意遭風打破、貨物尽失、各等供。

とある黃弼順は莆田縣人であるが乾隆十四年に山東膠州において瓜子等の貨物を購入して黃明盛船に乗船し、遭難にあつたのである。

(四) 彭世恒船乗船者の供述

乾隆十四年に海難に遭遇した江南の船戸彭世恒の供述は次のようであつた。

訊、拋船戸彭世恒供、稱係江南通州人、領本州牌照、往山東貿易、乾隆十四年、在膠州、販豆油、紫草、市餅、青豆、粉条等貨、往蘇州、於十一月十四日開船、十九日遇風、二十五日、

飄到琉球地方、船隻打破、船上連水稍十二人、搭客商二人共十四人、貨失、只剩青豆八百六十包、併醃猪零星貨物、人俱保全、因船破、無銀修整、即在琉球、變売三百五十兩銀子、現在帶回。訊、拋舵水高啓安、高進玉、高士臣、朱正和、徐三觀、朱六觀、陸有才、李六觀、朱八觀、彭順觀、彭邦昇同供、係江南通州人。とある。彭世恒は江南（江蘇）省通州人で、通州の牌照を所持して山東へ貿易に行き膠州で豆油等の貨物を購入して蘇州へ赴くところ遭難にあつている。

この船の客人の供述は、

(J)又訊、拋客施潮先・姜兆五同供、係江南通州人、乾隆十四年、在山東膠州、販青豆、粉条、搭彭世恒的船、遭風打破、貨物尽失、如今願同船戶回〔籍〕。

とある。施潮先と姜兆五の二人は江南通州人で山東で商業活動を行い、青豆等の貨物を彭世恒の船に載せ江南に帰る途上遭難にあつた。

(H) 蔣長興船と瞿張順船の乗船者

乾隆十六年（一七五二）七月、琉球の清への朝貢船によって中国沿海商船二艘の乗組員が帰国した。その時の様子は福州將軍兼管閩海関事の新柱の奏摺に見える。

查得蔣長興等二十七名、係福建閩縣船戶、在洋漕風、於乾隆十四年十一月二十二日、飄至該國太平山、船隻衝礁擊破。

とある。さらに、

瞿張順等十二名、係江南常熟縣船戶、乾隆十五年二月十九日、

在該國奇界島地方被風、將船擊碎。

とあるように、蔣長興船と瞿張順船との二隻が琉球に漂着した。

特に瞿張順の船は、『歴代宝案』によれば乾隆一四年一月八日に膠州沖で暴風に遭遇し、同二九日に大島に漂着している。

この瞿張順船に乗船していた白世蕓の報告によれば、白世蕓は字を瑞臨と言ひ、山東登州府萊陽縣の人であつた。彼は商業活動を行うため、この瞿張順船に乗船していた。

漂着した白世蕓と琉球官吏との問答は『百姓官話』として残されており、その中で彼は次のように述べている。

(K)宝舟は何処的船。問〔琉球官吏の質問〕

是江南蘇州府常熟縣的。答〔白世蕓の返答〕

兄〔白世蕓〕是山東的人、怎麼在他〔瞿張順〕船上。（問）

因他的船、在弟〔白世蕓〕敝処做買売、弟僱他的船、載幾担豆

子、要到江南去売、故此在他船上。（答）

とあるように、白世蕓は江南蘇州府常熟縣の瞿張順の船を僱船した。彼は山東産の豆を江南へ輸送し利益を得ようと考え、荷物ともども瞿張順船に乗船したのであつた。

四 小 結

乾隆十四年（一七四九）十一月に山東半島近海で漂流し琉球に漂着した中国沿海商船に関する資料は『歴代宝案』に見え、それにより各商船の沿海活動の実態が明らかになってきた。しかし、各船に乗船

していた船客等が乗船していた理由についての詳細な記録は同書に見られなかった。

ところが、漂流者が本国中国に送還され取り調べを受けた記録が残されている。それは乗船者の一部ではあるが、彼等が各々の理由により沿海商船に乗り合わせた事情が知られる。

特に、乗船者の供述から、清代の客商が沿海商船を利用して遠隔地商業を行っていた事実が知られるのである。(表2参照)。

直隸永平府昌黎県人の徐文彩は関東に赴き、関東産の穀物を購入し、錦州に來航していた福建の商船呉永盛船に貨物を搭載し、自からも乗船して上海へ行き売却しようとしていた。

福建莆田県の邱沐、黄安も呉永盛船で錦州で購入した瓜子を上海で売却しようとした。

福建同安の陳得昌船に自己の貨物とともに乗船した紹興府の趙瑞林はその荷を蘇州へ行って売却しようとしていた。

福建莆田県の黄明盛船には山東膠州の生員張大法が商業活動のため寧波へ行くとして乗船していた。同船には福建龍岩州に本籍があり浙江紹興府に現住所のある鄭香観が貨物と伴に乗船している。また福建莆田県の陳士雄が貨物と伴に乗船し、閩県の章明昆、莆田県の黄弼順も貨物と伴に同船に搭乗している。

江南通州の彭世恒船には通州の人施潮先と姜兆五が蘇州で貨物を売却するために乗船していた。

江南常熟の瞿張順船には山東登州の白世夔が豆等を江南で売却す

表2 乾隆14年(1749)琉球漂着中国船船客事例

船籍	船戸	資料	船客	本籍地	目的地	搭載貨物		
福建福州府閩県船	呉永盛	A	徐文彩	直隸永平府昌黎県	錦州→上海	貨物〔瓜子700石〕		
		B	袁曰善	浙江杭州府新城県	錦州→上海			
		C	邱沐福 黄安	建興化府莆田県	錦州→上海	貨物〔瓜子200石〕		
福建泉州府同安船	陳得昌	D	趙瑞林	浙江紹興府諸暨県	錦州→蘇州	貨物〔瓜子〕		
福建興化府莆田船	黄明盛	E	張大法	山東萊州府膠州 生員	膠州→寧波	做買売		
		F	鄭香観	福建龍岩州	膠州→寧波	貨物〔市餅〕		
		〔現住：浙江紹興府蕭山県〕						
		G	王重巖	福建泉州府晉江県	膠州→晉江			
		H	陳士雄	福建興化府莆田県	膠州→莆田	貨物〔紫草・核桃等〕		
福建福州府閩県船	黄弼順	I	H	李舜向	福建福州府閩県			
			〔現住：江南蘇州府〕					
			章明昆	福建福州府閩県	膠州→福州	貨物〔瓜子〕		
江南蘇州府通州船	彭世恒	J	姜兆五	福建興化府莆田県	膠州→莆田	貨物〔瓜子〕		
			施潮先	江南通州人	膠州→蘇州	貨物〔青豆・粉条〕		
江南蘇州府常熟船	瞿張順	K	白世夔	山東登州府萊陽県	膠州→江南	貨物〔豆子〕		

るため荷と伴に乗船している。

このように沿海商船を利用して、遠隔地へ穀物等の商品をもたらす商取引を行なおうとした客商の事例が知られる。

これらの人々は広義の直隸商人や浙江商人、江南商人、山東商人、福建商人であり、狭義では紹興商人や莆田商人等であった。彼等は高度に発達していた沿海航路網を利用して利益の大きい遠隔地商業をおこなったのである。

これら客商が輸送方法として利用したのが沿海を瀬般に航行していた沿海商船であり、これらの商船を利用した沿海地域における遠隔地商業は極めて容易であったと言えるであろう。

註

- ① 松浦章「十八〜十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の一側面」(『関西大学東西学術研究所紀要』第十六輯、一九八三年一月)。
- 松浦章「江南商船の琉球漂着——『百姓官話』を中心に——」(『関西大学東西学術研究所報』第36号、一九八三年一月、同、李格氏訳「漂流到琉球的江南商船——以『百姓官話』为中心——」(『中国史研究動態』(北京)一九八三年第十一期)。
- ② 『高宗実録』卷三六三、乾隆十五年四月庚寅(十八日)の条。
この時の送還に関して、光緒『欽定大清会典事例』卷五二三、礼部、朝貢、拯救、乾隆十七年の条にも見える。
- ③ 松浦章「十八〜十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の一側面」参照。
- ④ 『明清史料』庚編第四本、三三九丁裏。
- ⑤ 松浦章「清代盛京海港錦州とその後背地」(『関西大学文学論集』第三

七卷第一号、一九八七年十二月)、松浦章「中国遼寧錦州港參觀記」(『陔餘』(『関西大学考古学等資料室彙報』) No. 18、一九八八年十二月一日)参照。

⑥⑧ 『明清史料』庚編第四本、三三九丁裏。

⑨ 同書、三三九丁裏〜三四〇丁表。

⑩⑭ 同書、三四〇表。

⑮ 同書、三四〇丁表〜三四〇丁裏。

⑯⑰ 同書、三四〇丁裏。

⑳ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一輯(台北、国立故宫博物院印行、一九八二年三月)四四〇、四四六頁。同船乗組員等の福建送還については『明清史料』庚編第四本、三四一丁表〜同裏、「礼部題本」(乾隆十六年十月十九日)にも、「遭風難商船戶羅張順、蔣長興等三十九名、逐一查訊、另行分發、各原籍安插」とある。

㉑ 同書、四四〇〜四四一、四四六頁。

㉒㉓ 松浦章「江南商船の琉球漂着——『百姓官話』を中心に——」参照。

㉔ 天理大学図書館所蔵『百姓官話』。

㉕ 松浦章「十八〜十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の一側面」参照。

㉖ 松浦章「清代における山東・盛京間の海上交通について」(『東方学』第七十輯、一九八五年七月)においても述べたように、客商が海船を利用して、また徽州商人も沿海帆船を利用している(松浦章「清代徽州商人と海上貿易」(『史泉』第60号、一九八四年六月)、同、趙中男氏訳、薛虹氏校「清代徽州商人與海上貿易」(劉森氏輯校『徽州社会經濟史研究文集』所収、黄山書社、一九八八年四月)。